

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
文化財保護法第69条の規定により指定された史跡等の保存管理の万全を期すため、史跡等の保存管理計画を策定する事業に要する経費について補助を行う。	地域を定めて指定した史跡等の保存管理計画策定の事業に対し補助を行っている。ただし、指定地域のほとんどが国又は地方公共団体の所有であるもの、環境整備事業が完了しているもの及び指定地域が跡地、旧宅、単木等面積として狭小なものに関する事業は補助対象としない。	c.f		急激に進展する開発事業等に対応して、史跡名勝天然記念物の保存管理の適正化を図るとともに、現状変更の許可権限等の都道府県教育委員会への委任を促進するため、史跡等の管理基準を策定する事業に要する経費の一部を補助しています。ただし、ご指摘のように指定地域のほとんどが公有化してあるものについては補助の対象としていませんが、これは、民有地は公有地に比べ保存管理が適正に行われにくい状況になりやすいため優先的に保存管理計画の策定を行う必要性が高いことから設けているものですので、ご提案に対応することはできません。また、ご提案は、税財源措置の優遇を求めるものであり、今回募集する要望の趣旨に合致しないものと考えます。		z0800003	文部科学省	史跡等保存管理計画策定費国庫補助における補助対象要件の緩和	5036	50360003	11	釜石市教育委員会	3	史跡等保存管理計画策定費国庫補助における補助対象要件の緩和	指定地域のほとんどが国又は地方公共団体の所有である場合も補助対象とすること。	史跡横野高炉保存管理計画確定事業 日本現存最古の洋式高炉である横野高炉の適切な保存・活用を目指し、保存管理計画を作成している。このことにより、市民に郷土の歴史への関心を促すとともに、文化財意識の向上を図ることとする。	国指定史跡横野高炉を訪れる者が当時の状況を想起できるようにするためには適切な保存管理計画に沿って整備を実施していく必要がある。国指定から50年が経過し、横野高炉は公有化されたものの、近年の史跡に対する国・県の考え方（保存から保存・活用という方向性）には大きな隔たりが見られるのが現状である。しかしながら、史跡等保存管理計画策定費国庫補助要件においては公有化されている史跡は補助対象外となっており、市一般財源のみでの事業進捗は難しい状況にある。このような状況を解決するために本要望に至ったものである。	
文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号） 別記第二号 製造請負契約基準 （権利義務の譲渡等） 第四 譲渡者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	物品、役務関係については、平成14年5月より売掛債権担保融資保証制度を利用する限り譲渡禁止特約的部分解除を実施。	b		ご要望事項に関して、物品、役務関係については、平成16年度中の実施を自注に今後検討を進めることとしています。		z0800004	文部科学省	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省など一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動性の適格要件の障害となっている。	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第29条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	（理由） ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当と考えます。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が複雑となり、投資家等の負担となってまいります。対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことによるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当と考えます。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当と考えます。		z0800005	文部科学省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5039	50390032	11	社団法人 リース事業協会	32	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に關し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、実質的に外国人が事業を支配している場合に当たらないもので、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合には、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	本条この規制は、外国人による日本企業への経営支配を管理するのが目的である。その法の趣旨に鑑みれば、実質的に外国人が支配している場合に当たらないケースでこの規制を適用する必要性はないものと考えられる。	
外国為替及び外国貿易法第26条第1項（外国投資家の定義）、第29条（事前届出）、第55条の5（事後報告）	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体」又は、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める会社については「外国投資家」と規定され、対内直接投資等の事前届出、又は事後報告が義務づけられている。	c	-	（理由） ご指摘の点については、多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得した場合であっても、個々の投資家間の関係がどのようなものであるかについて外形では判断できないことから、適用除外とすることは不相当と考えます。また、仮に、個別に審査することとした場合には、手続が複雑となり、投資家等の負担となってまいります。対内直接投資については、国の安全保障等に支障をきたすことによるおそれがある業種等限られた業種について事前届出制としているが、外国人による企業支配を管理する観点から、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当と考えます。同様に、事後報告についても、国際収支統計や事業所管官庁において取引の実態を把握する観点から外国資本の流入の状況を把握する必要があり、非居住者等の議決権比率の合計が50%以上である場合を対象とすることが適当と考えます。		z0800005	文部科学省	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	5040	50400027	11	オリックス	27	外為法に基づく「外国投資家」規制の適用除外	「外国投資家」の定義のうち、「非居住者である個人」または「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占める法人に關し、株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合には、何らかの適用除外を検討いただきたい。例えば、上場会社の場合、株主1名の議決権比率が20%未満である場合には、当該法の規制の趣旨の範囲外であり、適用除外とする措置等を検討いただきたい。	適正かつ自由な経済活動の実施	株式公開企業で極めて多数の外国機関投資家が株式市場で株式を取得したことによって、その保有比率合計が50%以上となってしまったような場合に、外国為替及び外国貿易法第27条の事前届出および第55条の5の事後報告を義務付けるのは適制ではないかと思われる。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第4条	放射性同位元素を業として販売し、又は賃貸しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない、	d		販売業・賃貸業について届出制に緩和されたことを踏まえての詳細な規制については、現在政省令の整備の中で検討しているところです。 また、販売業・賃貸業においては、放射線発生装置の使用によって生じる放射化物等の放射性同位元素を直接扱わない場合は、使用の許可は必要ありません。		z0800006	文部科学省	放射線障害防止法について	5039	50390039	11	社団法人 リース事業協会	39	放射線障害防止法について	届出制に緩和されたことを踏まえ、ファイナンス・リース取引の実態に則して、届出制下においても適量な規制が課されないことを要望する。また、放射線発生装置の取扱いについて、「使用の許可」を取得するよう指導されているが、「販売業」・「賃貸業」が輸出制とされたことを踏まえ、あらためて、その取扱いについて検討を行うこと。	高放射線発生装置の導入が円滑に行われる。		
	スポーツ振興くじのコンビニエンスストアにおける販売条件については、法令上の規制はありません。しかし、コンビニエンスストアにおいては、青少年の健全育成の観点から、関係団体からの反対意見を踏まえ、本人口座での当せん金の自動振り込み等が可能な会員に限定して販売しております。	b		今回の要望事項については、関係団体の反対が予想されますが、今後、より具体的な要請等があった時点で検討する予定です。		z0800007	文部科学省	・「スポーツ振興くじ」の販売条件緩和について	5041	50410016	11	(社)日本フランチャイズチェーン協会	16	・「スポーツ振興くじ」の販売条件緩和について	・コンビニエンスストアにおける「スポーツ振興くじ」の販売条件緩和とスポーツ振興投資関係法令・スポーツ振興投資の実施等に関する法律 第三節スポーツ振興投資の実施 第十八条（業務の委託等） 上記法令に基づき、売りさばき等の専門業務の委託会社「日本スポーツ振興くじ株式会社」が畫面で提示している、コンビニエンスストアでの販売店契約条件の緩和を要望する。	・スポーツ振興くじのコンビニエンスストアにおける販売可能対象が狭い。今回コンビニエンスストアに対して提示された販売対象者は「特別会員」「デビット会員」に限定されており、それ以外では各コンビニエンスストア既成のハウスカード会員となる。販売対象範囲は、昨年度購入実績全体の約9%程度となり、購入方法の90%以上をしめている現金購入者が殆ど対象外となっている。 ・2002年11月末現在特別会員18万人デビット会員47万人 スポーツ振興総額料 ・スポーツ振興くじに関するユーザーの意識調査（日本体育・学校健康センターH15.3実施） 不測項目の位：コンビニエンスストアで購入できない(43.5%) 購入希望の場所の1位：コンビニエンスストア(78.9%) ・ユーザーの期待はコンビニエンスストアで手軽に購入できることにあり、会員限定や決済方法を指定する事は振興くじ自体の市場拡大には繋がらないと考えられる。		

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）	
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第10条第2項、同法施行令第7条、同法施行規則第5条	密封線源等の使用の許可を受けた許可使用者は、その種類及び数量等を変更しようとするときは、文部科学大臣の許可を受けなければならない。	c、d		密封線源の使用の変更のうち変更「許可」が必要な重大な事項の変更の審査について、現在申請をいただくこととしている書類は、放射線障害を防止し、公共の安全を確保する上で必要なものであり、これを簡略化することは困難と考えています。 許可が下りるまでの期間につきましては、申請書のご提出から許可までの標準処理期間を、これまでは関係省庁への協議日数も含めて3ヶ月と想定していましたが、先の通常国会において成立した「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第9号）」により、関係省庁への協議が不要とされましたので、これにより約1ヶ月程度の期間の短縮が見込まれます。		z0800008	文部科学省	放射線（密封線源）許可使用に係る変更許可申請手続きの簡素化	5043	50430004	11	日本製紙連合会	4	放射線（密封線源）許可使用に係る変更許可申請手続きの簡素化	密封線源の変更許可申請の手続きに際して、申請書に添付する書類の枚数、許可が下りるまでの期間の短縮等、簡略化を要望する。			年2回、サーベイメーターを用いて放射線施設、管理区域境界、営業所境界における放射線の量の測定を行っているが、各場所の放射線量はバックグラウンド値とはほぼ同じである。外部被ばくの線量は、フィルム/ムッチを用いて1ヶ月周期で測定を行っている。結果は除ど最小検出限界未満である。過去の健康診断で放射線が原因で異常とみなされた人はいない。	
	私的録音補償金の著作権者に対する分配については、（社）私的録音補償金管理協会（SARAH）の規則に基づき、（社）日本音楽著作権協会（JASRAC）を通じて分配されているものであり、国が規制を設けているものではありませんので、貴社とSARAHで、よく相談していただきたいと思っております。 なお、SARAHからの話によれば、JASRACへの非委託者であっても、JASRACへ補償金の分配請求を行うことにより、JASRACへの委託者と同等に分配金額が算定されることとされていますので、権利者であれば平等に分配を受けることができる制度になっています。	e		ご提案のあった私的録音補償金の著作権者に対する分配については、（社）私的録音補償金管理協会（SARAH）の規則に基づき、（社）日本音楽著作権協会（JASRAC）を通じて分配されているものであり、国が規制を設けているものではありませんので、貴社とSARAHで、よく相談していただきたいと思っております。 なお、SARAHからの話によれば、JASRACへの非委託者であっても、JASRACへ補償金の分配請求を行うことにより、JASRACへの委託者と同等に分配金額が算定されることとされていますので、権利者であれば平等に分配を受けることができる制度になっています。		z0800009	文部科学省	私的録音録音補償金の分配について	5046	50460001	11	（株）イーライセンス	1	私的録音録音補償金の分配について	複数の民間事業者が著作権管理を実施している現在、著作権等管理事業者のうち1者であるJASRACのみが私的録音補償金の分配を受けようという現行の制度（著作権等管理事業法制定以前に設けられたものである）では、JASRAC以外の他の著作権等管理事業者に権利管理を委託する権利者に対する差別的取扱ゆえに、JASRAC以外の著作権等管理事業者に管理を委託する著作権者等との関係において公平公正な分配が行われているとはいえない。 現行制度のように、私的録音補償金がすべてJASRACにのみ分配される制度を維持するとしても、JASRACから、JASRAC以外の著作権等管理事業者に管理を委託している著作権者にも公平に分配されるようにすべく、他の著作権等管理事業者への公正な再分配ルールの整備等が必要である。	弊社著作権委託契約者宛、私的録音保証金の分配。（別紙参照）	私的録音補償金は、私的録音に係る著作物に關し、著作権法第21条に規定する権利を有する権利者に分配されるべきである。 他の著作権等管理事業者への直接分配が実現するまでの間、JASRACを通じて私的録音補償金の分配を継続するとしても、現行のJASRACを通じた分配では、分配対象となる私的録音補償金のうち、JASRACへの委託者等に9.9%が分配され、非委託者に対しては1%しか分配されないこととなり（JASRAC私的録音補償金分配規程第8条）、他の著作権等管理事業者に権利管理を委託している者は、ここら「非委託者」と判断されるため、私的録音補償金の分配につき、JASRACに権利の管理を委託している者よりも著しく不利益を被るおそれがある。（別紙参照） 上記主旨申入に対する回答があまりにも、著作権者への公正さを欠いている。（別紙回答書参照）	（参考資料） SARAH申入書及び回答書 JASRAC申入書及び回答書	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
		d		<p>ご提案の趣旨については、小学校学習指導要領において「希望や目標をもって生きる態度の育成」との記述が、中学校学習指導要領において「生徒が自らの生き方を主体的に道路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な道路指導を行うこと」との記述が、高等学校学習指導要領において「生徒が自己の在り方や生き方を考え、主体的に道路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な道路指導を行うこと」との記述がそれぞれなされており、これに基づき、各学校の判断により取り組まれているところとあります。</p> <p>さらに、文部科学省においても、勤労観、職業観を育てるキャリア教育を推進することとしており、各種施策を実施しているところとあります。</p>		z0800010	文部科学省	若年者の就労教育	5054	50540002	11	東京商工会議所	2	若年者の就労教育	<p>在学中からライフプラン(生涯設計・生き方)やキャリアアプランの描き方を教育するシステムの導入</p>		<p>中小企業においてはその特長を生かした働き方となり得る若年労働者の確保が困難になっているため。</p>	
学校教育法第60条の2、大学設置・学校法人審議会令第5条、大学設置基準14条、	<p>大学設置・学校法人審議会による教員審査は、大学を設置する際や完成年度内の教員組織変更について各教員候補者の適正を審査するものです。(但し、審査対象となるのは専任教員のみで、それ以外の教員については審査対象外となります)</p>	c		<p>大学設置・学校法人審議会における教員審査は、主に大学設置分科会に置かれる各分野ごとの専門委員会で行われますが、審査運営内規上「教員の資格審査に当たっては、(中略)教育上の能力等を有しているかどうかを総合的に審査するものとし、研究業績は必須のものではないことに留意する。」と明記されており、現行制度においても適切な審査が実施されているものと考えます。</p>		z0800011	文部科学省	<p>現行の大学設置・学校法人審議会による教員審査制度の廃止</p>	5064	50640003	11	株式会社東京リーガルマインド	3	<p>現行の大学設置・学校法人審議会による教員審査制度の廃止</p>	<p>大学設置・学校法人審議会による教員審査制度を廃止すること</p>	<p>消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応じた教育サービスの提供を実現する。</p>	<p>大学の教員資格については、大学開設から完成年度(通常4年)までは、大学設置・学校法人審議会が審査することになっている。しかし同審議会の教員審査は、大学における講師歴や一定数の学術論文等形式的な基準が重視される上、審議も全くの密室で行われている。これでは、大学が消費者である学生等の声に迅速・的確に対応し、教員を配置することができないし、大学の教員は大学における教育サービスの内容を構成するものであり、消費者の声も反映させるべきものである。そこで、現行の教員資格審査制度を廃止し、教員の質の担保は継続的客観的な第三者評価制度に委ねることを提案する。</p>	<p>添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書</p>

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
大学設置基準第13条、別表第一、大学通信教育設置基準第9条、別表第一	大学設置基準第13条、別表第一及び大学通信教育設置基準第9条、別表第一では、それぞれ通学制、通信制の大学に必要な専任教員数を定めています。	e		放送や高度な情報通信技術等を用いた授業を中心とした大学については、その教育方法の違いから、「大学通信教育設置基準」を適用し、必要専任教員数の基準についても、対面による授業を中心とした大学とは異なる基準を適用しているところです。なお、「大学設置基準」が適用される大学と「大学通信教育設置基準」が適用される大学は、双方とも学校教育法第52条に定める大学であり、我が国の学校教育体系において異なる位置づけのものではありません。		z0800012	文部科学省	大学設置基準の緩和	5064	50640004	11	株式会社東京リーガルマインド	4	大学設置基準の緩和	大学設置基準第13条及び別表第一の専任教員数の要件を、大学通信教育設置基準第9条及び別表第一の専任教員数の要件に統一すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応じた教育サービスの提供を実現する。	大学設置基準13条および別表第一は、大学における取捨定員に応じて最低必要な専任教員数を定めている。しかし、右基準は、一人の教員が一つの教室で限られた学生を相手に講義を行う従来型の大学教育を想定したものであり、高度な情報通信技術を用いた新しい大学教育においては、それだけの専任教員は不要である。そこで、大学設置基準13条及び別表第一の必要専任教員数の要件を、大学通信教育設置基準第9条及び別表第一の専任教員数の要件に統一することを提案する。	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書
大学設置基準第32条	大学設置基準第32条4項では、卒業の要件として必要な124単位のうち、メディアを利用して行う授業を60単位まで卒業の要件として認めることとしています。	e		文部科学省では、教育方法の違いに基づき、それぞれに適した基準を設けているところです。多様なメディアを高度に利用した授業を中心にするのであれば、「大学通信教育設置基準」に基き通信制課程を設けることが可能であり、この場合、学生は卒業の要件のとして修得すべき124単位を全て通信教育で修得することが可能です。なお、「大学設置基準」が適用される大学と「大学通信教育設置基準」が適用される大学は、双方とも学校教育法第52条に定める大学であり、我が国の学校教育体系において異なる位置づけのものではありません。		z0800013	文部科学省	大学設置基準の緩和	5064	50640005	11	株式会社東京リーガルマインド	5	大学設置基準の緩和	メディアを利用して行う授業を60単位までに制限する大学設置基準第32条4項を撤廃すること。	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応じた教育サービスの提供を実現する。	現行の大学設置基準は、卒業に必要な修得単位124単位のうち、メディアを利用して行う授業は60単位までしか認められないとしている。このため、夜間を中心に自身の都合の良い時間帯に受講したいという社会人学生や、東京の人文教員の講義を中心に受講したいという地方学生のニーズに必ずしも応えることができない。そもそも、大学通信教育設置基準によればこうしたメディア授業は無制限に認められているのであり、所謂「通学制」にのみかかる制限が課せられるのは不合理である。そこで、メディアを利用して行う授業を60単位までに制限する大学設置基準第32条4項の撤廃を提案する。	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
平成13年文部科学省告示第51号	多様なメディアを高度に利用して文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、各大学が面接授業に相当する効果があると認められた授業のうち、同時双方向に行われるものであって授業を行う教室等以外の場所において履修させるもの、又は毎回の授業に当たって説明回答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行い、授業に関する学生の意見交換の機会が確保されているものについて、「メディアを利用して行う授業」と取り扱っている。	c		文部科学省では、ある授業形態を「メディアを利用して行う授業」と位置づけるための要件として、最低限、その授業が「多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの」であることを求めています。これは、「メディアを利用して行う授業」は、通信教育を行うに当たって「印刷教材等による授業」と相まって十分な教育効果を挙げるといふ観点から必要とされる、いわゆる「スクーリング」の代わりに利用されるものであるため、スクーリングと同様の役割を果たすことのできる仕組みであることが求められているからです。しかし、今回ご提案いただいた「カセットテープによる授業」については、音声情報のみしか扱うことができないため、「多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの」ということはできないと考えられます。		z0800014	文部科学省	カセットテープを用いた授業のメディア授業への取り扱い	5064	50640006	11	株式会社東京リーガルマインド	6	カセットテープを用いた授業のメディア授業への取り扱い	カセットテープを用いた授業は「印刷教材等による授業」ではなく、「メディアを利用して行う授業」として扱うよう現行の文部科学省の運用を改めること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応じた教育サービスの提供を実現する。	現在文部科学省は、カセットテープを用いた授業は「文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの」にはあたらぬので「メディアを利用して行う授業」にはあたらず、「印刷教材等による授業」に含まれるという運用を行っている。このため、DVDやビデオカセットによる授業であれば卒業に必要な12単位すべてをこれで修得することが可能であるのに、カセットテープの場合、30単位は面接授業を受けなければならないということになっている。しかし、両者の差異は教員の姿がテレビ画面に映っているかどうかの違いしかなく、学習内容や効果の面で全く異なることはない。そこで、カセットテープを用いた授業もメディア授業として扱うよう文部科学省の運用を改めることを提案する。	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書
		c.f		817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社のまま学校を設置したいというニーズに対応したものです。そもそも国公立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならぬものとはされていません。 当省はご提案の規制については所管しておりませんが、財政措置と同様に、税制についても、まずはそれぞれの法人類型における税制体系の中で検討されるべき問題であり、株式会社が学校設置事業を行った場合（行あつとする場合）については、株式会社税制の中で株式会社以外の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えます。 また、ご提案は、税財源措置の優遇を求めるものであり、今回募集する要望の趣旨に合致しないものと考えます。		z0800015	文部科学省	株式会社大学に対する税制上の優遇措置の適用	5064	50640007	11	株式会社東京リーガルマインド	7	株式会社大学に対する税制上の優遇措置の適用	学校法人に対して認められている税制上の優遇措置を株式会社大学にも適用すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに的確に応じた教育サービスの提供を実現する。	規制の特例措置により株式会社による大学設置という主体要件が緩和されたが、学校法人と学校設置会社の間の競争条件の同一化が図られていないため、教育内容そのものによる消費者の自由な選択、多様な教育主体間の競争が実現されていない。もっとも、現行の私学助成制度は、財政的なメリットが少なくにも限らず、行政の強い関与を受け、大学の個性や自主性を脅かすものであるから、学校設置会社にこれを適用することは反対する。その代わり、学校設置会社も同じ公益的・公共的な教育事業を行うものであるから、学校法人と同様の税制上の優遇措置を認めることを提案する。	添付資料： 株式会社大学に対する規制の緩和にかかる要望書

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の所管官庁	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項（事項名）	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他（特記事項）
文部科学省「学校給食衛生管理の基準」（平成9年4月31日一部改訂）の-1-エ、-4-エ	「学校給食衛生管理の基準」において、調理の原則の中で、当日調理することなどを示しているが、本基準は、行政指導上の基準であり、本基準を遵守しない場合において、直ちに法令違反となるものではない。本基準は、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルとの整合性を図り作成したものであり、学校給食における衛生管理の徹底のためのガイドラインとして示したものである。なお、学校給食をどのように実施するかについては、学校給食の実施者である学校の設置者が、食に関する指導の生きた教材としての学校給食の食事内容の充実や衛生管理の確保等に配慮しつつ、地域の実情等にに応じて適切に判断するものと考えます。食衛生法等の趣旨を踏まえ食品の品質・温度管理等が徹底されるのであれば、現行の制度内で対応可能です。ご提案のように地域のニーズや実情に応じた方法を取り入れることは重要であり、今後具体的な実施方法についてご検討いただければと思います。	d	学校給食衛生管理の基準は、行政指導上の基準であり学校給食における衛生管理の徹底のためのガイドラインとして示したものです。学校給食の実施者である学校の設置者(本件場合は県市)が食に関する指導の生きた教材としての学校給食の食事内容の充実や衛生管理の確保等に配慮しつつ、地域の実情等にに応じて適切に判断するものと考えます。食衛生法等の趣旨を踏まえ食品の品質・温度管理等が徹底されるのであれば、現行の制度内で対応可能です。ご提案のように地域のニーズや実情に応じた方法を取り入れることは重要であり、今後具体的な実施方法についてご検討いただければと思います。		08000016	文部科学省	官製給食市場における権限委譲・地域統合とそのモデル事業推進	5072	50720001	11	特定非営利活動法人シンクバンク研究所・広島国際大学共同研究 市提案・交渉継続中>	1	官製給食市場における権限委譲・地域統合とそのモデル事業推進	官製市場の給食市場は、各自治体独自の制度管理で行われ、非効率であり「食の安全」にも不安が残る。1)文部科学省の学校給食の衛生基準権限を地方自治体に移譲する。2)厚生労働省の私立保育所の衛生基準権限を地方自治体に移譲する。3)防衛施設局内の食事を地方自治体に外部委託する。上記1)～3)の地方自治体(本提案のモデル地域は呉市)への権限委譲とその地域統合を行い、新調法法を利用したPPP・PFI形式による民間開放で地域再生を行う。	これまで、前項1)2)3)の分野の給食サービス市場は、行政的には縦割りの制度管理であり、個別の市場形成のため経済効果が少なく、非効率であった。この官製給食サービス市場の開放と統合と自治体への権限委譲によって、食品衛生管理の精度の向上、新市場の形成、雇用促進、民間投資機会の創出が望める。さらに、「IT教育や在宅高齢者配食システムなど新産業の構築で地域経済の活性化を行う。また、モデル地域の呉市の場合、地域集積も高く、水平展開のモデルプロジェクとして適切に地域である。	第1回IT専任性提案 (30頁として提案。1)、2)については可能性があるとの認識。一方、3)は、内部資料では隊員給食の民間開放は実現度が高いとあるが、<防衛庁からの回答> 閉鎖的であり、当局において作られた「自衛隊施設へのPFI導入可能性等調査業務」には検討項目の一つとして食量の記載があります。現在、同文書などを踏まえつつ、具体的にどの分野にPFIを導入するかについて継続的に検討している。一方で、自衛隊の給食サービスについては、自衛隊は自己完結組織であり自ら食事を整えることが要求されているため、現時点で直ちにPFIを導入することは困難であると考え、> によって呉地域において、モデル事業として民間開放し、取り組みたい。	「PPP(公共サービスの民間開放)による地域活性化推進モデル構築調査、報告書(PDF)・概要版(PDF) 中国地域イノベーション促進方策検討調査報告書[PDFファイル] http://www.chugoku.go.jp/research/search.html http://www.jda.go.jp/in/fo/pfi/gaiyou.htm http://www.jda.go.jp/in/fo/pfi/03.pdf www6.cao.go.jp/pfi/shiryo_b_24_3.pdf	
大学設置基準 第6条、第8条、第9条、第12条、第16条、第18条、第20条、第30条、第34条、第40条 専門職大学院設置基準 第5条第2項及び第9条 大学通信教育基準 第3条	左欄に掲げた大学設置基準等においては、次のような趣旨の規定が置かれています。 ・学部以外の基本組織に関しては、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究に必要な教員組織等を備え、教育研究を適切に遂行するためにふさわしい環境の整備を有することが求められる。 ・専任教員は、学部・専攻の種類や学生数に応じ教育研究上必要な一定数が定められているとともに当該大学以外における教育研究活動その他の活動の状況も考慮し、当該大学において教育研究を担当するに支障がないと認められるものでなければならぬ。 ・教授、助教授及び講師については、それぞれ資格要件が定められている。 ・収容定員は、教員組織、施設設備等の諸条件を考慮して、研究科ごとの定める。また、大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学生数を収容定員に基づき適正に管理する。 ・ひとつの授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設等の条件を考慮して、教授法を十分に受け得るような適当な人数とする。 ・校、校舎等施設については、教育に支障のないよう必要の規模で整備することが求められている。 ・通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野のうち、当該効果が得られる程度等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができる。	c	大学設置基準は、我が国の大学の国際的通用性の維持・向上等の観点から、我が国の大学として教育施設を設置する際に必要な最低基準として定めているものであり、これを満たさないものを大学として認可することは不可能ですが、一方で、大学としての認可を受けずとも高度な教育活動を行うことは可能ですが、また、大学設置基準については、時代の変化に対応するため、随時見直しを図ってきたところであり、構造改革特区における特例を認める等の対応も行っているところであります。 今回の御提案内容については、必ずしも趣旨を明確に把握できない点があり、個々の事項ごとに具体的な回答するのは難しいところですが、文部科学省においては、大学院大学も含め大学の設置に関する相談を随時受け付けているところであり、本件についても適宜御相談いただきたいと思います。		08000017	文部科学省	大学院大学に関する基準の弾力化	5079	50790001	21	株式会社パベル	1	株式会社によるインターネット専門職大学院の設置及び運営	大学設置基準第2章教育上の基本組織 第6条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第3章教員組織 第8条、第9条、第12条、第13条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第4章教員の資格 第14条、第15条、第16条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第5章収容定員 第18条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第6章教育課程 第24条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第7章卒業の要件等 第30条の緩和を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 大学設置基準第8章校地、校舎等の設置及び設備 第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 専門職大学院設置基準第2章教員組織第5条の趣旨を、この大学院大学に限り認めていただきたい。 専門職大学院設置基準第9条及び大学通信教育基準第3条の規定にも拘らず、この大学院大学の授業はインターネット経由の授業のみでよいことを認めて頂きたいこと。	名称：パベル翻訳大学院大学 目的：高度専門職業人である翻訳技術者の養成訓練のための大学院教育 教育内容：産業界が求める翻訳は、産業のコミュニケーションシステムと深く結びついており、IT技術の進展により、翻訳技術は大きな変化を遂げた。その対象は、グローバルマーケットにおけるビジネスコミュニケーション上の翻訳および出版物、マニュアル、ソフトウェア等著作物の翻訳、文獻調査、法制度、海外取引に関わる実務文書など多岐にわたる。それらの翻訳に不可欠な翻訳技術(翻訳法・表現技法など)、IT翻訳技術、プロジェクトマネジメント、辞書、データベースなどの構築、活用技術、インターネットの各種検索技術、翻訳ソフトおよび支援ソフト、編集、DTP等の総合操作技術などを習得する。 教授陣：上記教育内容を指導するに達した高度に熟練した実務者 授業方法：インターネットその他の高度情報通信ネットワークのみを利用して当該大学の教室等以外の場所で授業を行う。「平成16年4月25日中央教育審議会大学分科会官舎の構造改革特別区域における大学設置基準等の特例措置について」にある「参考：メディアを利用した授業について」の中の「大学院の場合」に準拠する。	これからの産業界が要望する翻訳技術(翻訳力、表現技法、インターネットを起点とする高度情報通信技術、翻訳生産性向上技術)を統合的に研究した学問は、これまで存在しなかった。つまりこれらの技術を指導する教授、助教授、講師などは、翻訳業務に従事し、産業界が要望する翻訳技術を実践した立場にいるものが教員としての資格を持つものである。 この大学院の授業はすべてインターネット経由で実施するので、学生を収容する校舎その他の物理的施設は必要がなし。 翻訳という専門技能を習得するには面接授業・講義型の学習ではなくインターネット環境で行う実地作業を通して行われるので、講義型面接授業は一切行わずインターネットを通じた技能の指導が効果的であり実地である。	資料として日経産業と社団法人日本翻訳協会発行の会報を添付する。	

該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項番号	要望事項 （事項名）	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 （特記事項）
補助金適正化法第22条 補助金適正化法施行令第14条 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年文部科学省告示第53号）	文部科学省所管の補助金等により取得した財産の処分制限期間は、平成14年文部科学省告示第53号「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」により定められている。	c		補助金適正化法に基づく処分制限期間を財務省において統一することについては、文部科学省はご回答申し上げる立場にありません。なお、文部科学省における処分制限期間は、昭和46年大蔵省通達第1618号に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間をもって処分制限期間としているところです。		z0800018	文部科学省	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の担し書きには、財務省令に連動した財産にのみ適用が受けられるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したものの（例 鉄筋コンクリート）や購入したもの（パソコン・サーバ）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	